

柏市子育て支援事業委託（はぐはぐひろば柏たなか）業務に係るプロポーザル方式事業者募集要領

1 当該委託等の目的、概要

(1) 目的・業務概要

柏市では、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て親子の孤立化や子育てに係る不安や負担が課題となっている。これらの課題を解決すべく、親同士が繋がり合うことなどを目的とした地域子育て支援拠点事業や、様々な子育て支援を円滑に利用できるようにすることを目的とした利用者支援事業を行っている。

また、地域子育て支援を推進するとともに子育て家庭の負担感を軽減し、ゆとりある子育てを支援するため、乳幼児一時預かり事業を実施する。

これらの事業は、子育ての現状や課題を踏まえた事業展開等が求められるため、質の高いサービスの提供と安定的な事業運営を実現できる事業者を、公募型プロポーザル方式にて企画提案により選定する。

(2) 業務名

柏市子育て支援事業委託（はぐはぐひろば柏たなか）（以下「本事業」という）

(3) 業務内容

本事業に係る仕様書（以下「仕様書」という）のとおり

(4) 事業実施場所

はぐはぐひろば柏たなか（柏市地域子育て支援施設内）

住所：柏市大室一丁目4番（柏たなか駅前公園内）

(5) 予定契約期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

（ただし、令和9年1月中旬から令和9年3月31日までを準備期間とする。）

(6) 予定委託金額（上限金額）

総額：82,200,000円

令和9年度：26,100,000円

令和10年度：27,400,000円

令和11年度：28,700,000円

ア 契約期間については、債務負担行為を設定済み。

イ 本事業は、社会福祉法上の第二種社会福祉事業であり、契約に当たり消費税は非課税となる。

2 参加資格

参加資格を有する者は、公募開始日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は公募日前6カ月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと

(4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと

(5) 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を完納していること

- (6) 公募時点で、過去3年以内に柏市を含む地方公共団体において、地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）、利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条の第1号）、一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）などの子ども・子育て支援に関連する事業の受託実績（履行中も含む）があること

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和8年9月29日（火）
参加意思表明書受付締切	令和8年10月6日（火）
参加資格要件確認結果通知	令和8年10月13日（火）
質疑書の締切	令和8年10月20日（火）
質疑書に対する回答	令和8年10月27日（火）
提案書等の提出締切	令和8年11月11日（水）
プレゼンテーション	令和8年11月17日（火）
プロポーザル方式結果通知	令和8年11月20日（金）
契約の締結日（予定）	令和9年1月中旬

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある

4 参加意思表明について

(1) 期限

ア 持参の場合

令和8年10月6日 午後5時まで

イ 郵送の場合

令和8年10月6日 必着

(2) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式1）

イ 暴力団排除に関する誓約書（様式6）

ウ 法人の事業概要がわかる会社案内等の資料（自由様式）

エ 法人の定款及び規約等

オ 法人役員名簿

カ 法人税等並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

※本店所在地及び柏市において、地方税（都道府県税、市区町村税）、法人税、消費税及び地方消費税の未納が無い事を証する証明書（法人以外の団体は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税の未納が無い事を証する証明書で三か月以内に発行されたもの。写しで可）ただし、納税に係る申告が必要ない場合や、本店または支店等の所在及び柏市において地方税、法人税、消費税及び地方消費税の課税対象でない場合については、証明書の添付は不要とする。

キ 当該法人の登記事項証明書（全部事項証明書）

ク 事業報告書（様式自由）

※2(6)の業務実績が確認できるもの

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

こども部子育て支援課（別館3階）

イ 郵送の場合

事務局宛に送付すること

(4) 部数

各 1 部

(5) 参加の可否

参加資格の確認を行い、令和 8 年 1 0 月 1 3 日までに参加の意思表示をした全ての者に対して参加資格要件確認結果を電子メールにて通知する。

5 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書（様式 3）を電子メールで事務局あてに送付すること

イ メールの件名は【柏市子育て支援事業委託（はぐはぐひろば柏たなか）】とすること

ウ 送付先：kosodateshien@city.kashiwa.chiba.jp

エ 送付した際は、事務局（04－7168－1034）に電話し到着確認をすること

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受付けない

(2) 質疑期間

令和 8 年 1 0 月 1 4 日から令和 8 年 1 0 月 2 0 日（午後 5 時）まで

(3) 回答方法

令和 8 年 1 0 月 2 7 日までに市ホームページに掲載する

6 辞退について

参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、令和 8 年 1 1 月 1 1 日までに辞退届（様式 2）を事務局あてに郵送又は持参により提出すること。

7 現場確認について

今年度事業を実施している日時を避けるため、現場確認は、日曜日のみ対象とする。

参加資格要件確認結果通知時に現場見学の希望を確認する。現場確認の日時等については、希望者に別途通知する。

8 提案書の作成と提出

(1) 提案内容

企画提案書（様式 4）の各設問について記載すること。なお、回答欄の幅については調整しても良いが、以下 3 点の体裁は、必ず整えること

ア 各設問の下部に枠を設け、枠内に回答を記入すること。

イ 用紙サイズは A 4 版で作成し、1 部ずつファイルに閉じること。（ファイルの表紙及び背表紙に担当者名及び正本または副本の別を記載すること。）

ウ ページの向きは縦とすること。

エ 使用する文字の大きさは、10 ポイント以上とすること。

オ 別添資料の添付は不可とすること。

カ カラー刷り、写真、絵、図及び表等の挿入は、可とすること。

キ ページ番号を付すこと。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式 4）

イ 業務実施体制（様式 5）

ウ 見積書（単年度毎に作成し、支出する費目及び金額を記載した内訳明細書を添付すること。また本要領 1 (6) に記載の委託の上限金額を越えないこと。

エ 投影資料（プレゼンテーションの際に資料を投影する場合は参加資格要件確認結果

通知の際に指定する URL ヘデータにより提出すること。提出後の編集は認めない。)

(3) 部数

6 部 (正本 1 部 副本 5 部)

(4) 期限

ア 持参の場合

令和 8 年 1 1 月 1 1 日 午後 5 時まで

イ 郵送の場合

令和 8 年 1 1 月 1 1 日 必着

(5) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

こども部子育て支援課 (別館 3 階)

イ 郵送の場合

事務局宛に送付すること

9 プレゼンテーション

(1) 日付

令和 8 年 1 1 月 1 7 日

(2) 場所

柏市役所 分室 1 第 1 会議室

(3) 実施時間

5 5 分以内とする (目安: 説明 3 0 分 + 質疑 2 0 分, セッティング・撤去に係る時間を含む)。

(4) 人数

契約した際の責任者 (担当者) 及び拠点の現場責任者となる予定の者を含め 3 名以内とする。なお, 主たる説明員は担当者または現場責任者とする。

(5) その他

ア プレゼンテーションの方法は問わないが, パワーポイント等を使用する場合は, 8 (2)エにて事前に提出された資料を市のパソコンにて投影する。また, 当日の追加資料の配布及び実物サンプルや見本の持込みは認めない。

イ プレゼンテーションの実施順は, 抽選等により決定する。

10 審査基準

別紙「柏市プロポーザル方式選定委員会 (子育て支援事業委託 (はぐはぐひろば柏たなか)) 審査評価基準」を参照すること。事業費の得点については, 以下のとおりとする。

(事業費評価点 = 5 点 × (最低提案額 / 提案額))

算出した事業費評価点に掛点 (4) を乗じ, 小数第一位を四捨五入した点数を事業費の小計とする。

11 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

最優秀提案者の審査は, 柏市プロポーザル方式選定委員会 (子育て支援事業委託 (はぐはぐひろば柏たなか)) における, プレゼンテーション審査によるものとする。なお, 提案者が 1 者のみの場合も審査を実施する。

(2) 選定方法

一番高い評価を得た提案者に対し, 契約候補受託者として選定する。なお, 2 者以上が同一評価で最高位になった場合は, 選定委員会の協議により選定する。市が設ける基

準点未満の場合は、候補者として選定しない。

1 2 プロポーザル方式結果通知

プロポーザル方式結果は、参加した業者に対し、書面にて通知する。

1 3 結果公表

プロポーザル方式結果は、市ホームページに公表する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については応じない。

1 4 契約手続き

委託契約は、仕様書（案）を基に選定事業者の提案内容を盛り込み、協議の上、契約書及び仕様書を作成し、見積合わせを実施し、随意契約により締結する。また、契約候補受託者と契約を締結できない場合は、次順位提案者（第二優先交渉権者）と交渉を行う場合がある。契約候補者が契約を履行できる見込みがないと市が判断した場合は、随意契約を締結しないことがある。その場合、契約候補者は損害賠償請求をしないものとする。

1 5 事務局

(1) 担当部署

こども部子育て支援課 担当 中島・神野

(2) 連絡先

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話番号：04-7168-1034（直通）

Eメールアドレス：kosodateshien@city.kashiwa.chiba.jp

1 6 その他

- (1) 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、本プロポーザル方式以外の目的には使用しない。
- (3) 提出期限以降における提案書類等の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 辞退した場合であっても、今後の入札等において不利な扱いをすることはない。
- (5) 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合は、その対象となる。
- (6) 受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。
- (7) 下記のいずれかに該当する場合は提案を無効とする。
 - ア 虚偽の記載をしたもの
 - イ 談合等の不正行為があったとき
 - ウ 委託金額の上限金額を超える提案をしたもの
 - エ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 審査において、市が定める評価基準を上回らない場合は、契約をしないことがある。
- (9) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。